

第 3 1 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 6 年 9 月 1 7 日 (火) 午後 3 時 5 8 分
2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
3. 閉会の年月日 令和 6 年 9 月 1 7 日 (火) 午後 4 時 0 9 分

4. 出席委員 (1 4 人) の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員 (2 人)

- 2 番 成田春光
1 2 番 瓜田良一

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 参与及び書記の任命
- 第 3 議案第 1 1 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第 1 2 0 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 2 1 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
報告第 7 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 7 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋 庭 誠 一	事務局次長 工 藤 江 里 子	主事 蒔 苗 一 輝
-------------------------	-----------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 3 時 5 8 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 4 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第 3 1 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
3 番高橋洋美委員と 4 番棟方廣光委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、工藤次長、
書記には蒔苗主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第 1 1 9 号から議案第 1 2 1 号まで一括議題とし、順次審
議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、最初に議案第 1 1 9 号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 1 9 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は 3 件です。No. 1 から No. 3 について説明いたします。
令和 6 年 8 月 1 5 日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が 1 件、普通売買が 1 件、
贈与が 1 件です。
農地法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号
には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 それでは、議案第 1 1 9 号に関して、現地調査した委員から報告をお願いします。
5 番田村昭弘委員。

田村委員 はい、5 番田村です。それでは、報告いたします。
去る 9 月 5 日、成田春光委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第 3 条申請は、所有権移転が 3 件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第 3 条第 2 項 6 号には該当しない権利取得と認められます。
以上です

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第 1 2 0 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 2 0 号です。農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強
化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 3 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要
件を満たしていると考えます。
以上となっています。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第 1 2 1 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 2 1 号です。農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による旧農業経営基盤強
化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 4 件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要
件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については記載のとおりです。
以上です。

議 長	ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
菊池委員	はい、6番菊池です。以前も説明を受けたのですが、農地の貸借は現金でのやりとりへ変わっていくというようなことを聞いたんですが、それはまだでしたっけか。
事 務 局	中間管理事業の貸し借りは、基本現金に、年明けてから新年度4月以降というふうなお話で言われておりましたが、もしかしたら物納と併用していくのかもしれませんが、基本方針としては金額でということ。
菊池委員	じゃあ3月くらいまではこのような感じでいくということですね。
事 務 局	そうですね。
菊池委員	わかりました。
議 長	その他にありませんか。
	【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 それでは、表決に入ります。議案第119号から議案第121号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	【全員挙手】
議 長	賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第72号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第72号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。 No.1 No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。 合意解約した日につきましては、記載のとおりです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第73号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第73号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 No.1 No.2については相続により所有権を取得したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、質問ございませんか。
	【なし】
議 長	ないので質問を打ち切ります。

議 長	暫時休憩します。(午後 4 時 0 7 分)
	【暫時休憩】
議 長	再会します。(午後 4 時 0 8 分)
議 長	本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第 3 1 回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後 4 時 0 9 分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 9 月 1 7 日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____